



島根県報

令和7年7月11日（金）

号外 第 7 2 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第412号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	久利静間線	大田市長久町延里710番 1 地先から同市静間町 1062番 3 地先まで	前 A	メートル 3.50～ 30.00	メートル 1,533.00	県央県土整備 事務所大田事 業所	左記のA、B及びC は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅
				8.40～ 23.95	1,290.00		
		大田市静間町1250番 1 地先から同地先まで	C	16.12～ 32.65	30.90		
		大田市長久町延里710番 1 地先から同市静間町 1062番 3 地先まで	後 A	3.50～ 30.00	1,533.00		
				8.40～ 32.29	1,290.00		
		大田市静間町1250番 1 地先から同地先まで	C	16.12～ 32.65	30.90		

島根県告示第413号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	佐田八神線	雲南市掛合町波多976番2地先から同番4地先まで	メートル 157.70	令和7年 7月11日	雲南県土整備 事務所	
〃	久利静間線	大田市久利町延里710番1地先から同市静間町1250番1地先まで	1,060.00	令和7年 7月12日	県央県土整備 事務所大田事 業所	